

長野県伊那弥生ヶ丘高等学校創立百周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、長野県伊那弥生ヶ丘高等学校創立百周年記念事業実行委員会という。

(目的)

第2条 本会は、長野県伊那弥生ヶ丘高等学校創立百周年記念事業及び記念行事（以下「記念事業等」という。）を企画・推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、長野県伊那弥生ヶ丘高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）、長野県伊那弥生ヶ丘高等学校PTA（以下「PTA」という。）及び長野県伊那弥生ヶ丘高等学校教職員（以下「教職員」という。）並びに趣旨に賛同する有志により構成する。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 若干名
- (4) 専門委員長 若干名
- (5) 顧 問 若干名

2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 専門委員長は、専門委員会を総括し、委員会を代表する。

6 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱し、本会の運営に対し意見を述べることができる。

(会議)

第5条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が召集する。

2 総会は、必要な都度、会長が召集し、記念事業等の計画、予算及び決算その他必要な事項について審議決定する。

3 理事会は、理事をもって構成し、必要な都度、会長が召集し、記念事業等の計画、予算及び決算その他必要な事項について審議する。なお、急を要するなど会長が必要と認めるときは、理事会の決定をもって総会に代わって審議決定することができる。この場合は、直近において開催される総会に報告することとする。

(理事)

第6条 理事会は、次に掲げる理事で構成する。

- (1) 同窓会の正・副会長及び監事
- (2) PTAの正・副会長及び監事

- (3) 教職員のうち、校長、教頭、事務長、同窓会係、P T A係及び教務主任
- (4) 専門委員会正副委員長
- (5) その他理事会において必要と認める者

(専門委員会)

第7条 本会の決定に基づき、事業の具体的な推進を図るため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、次に掲げるものとし、委員長、副委員長、委員で構成する。

- (1) 総務委員会 事業全般に関する企画推進に関する事項を所管する。
- (2) 会計委員会 事業費の会計に関する事項を所管する。
- (3) 募金委員会 募金に関する事項を所管する。
- (4) 式典委員会 記念式典に関する事項を所管する。
- (5) 広報委員会 広報に関する事項を所管する。
- (6) 名簿委員会 同窓会名簿に関する事項を所管する。
- (7) 環境整備委員会 環境整備に関する事項を所管する。
- (8) 記念品委員会 記念品に関する事項を所管する。
- (9) 記録委員会 記録に関する事項を所管する。

必要に応じて、理事会の承認により委員会を設けることができる。

3 専門委員会は、必要な都度、専門委員会委員長が召集する。

(事務局)

第8条 本会の庶務及び会計を所管するため、事務局を長野県伊那弥生ヶ丘高等学校内に置く。

2 事務局は、同窓会及び教職員からの理事若干名並びに同窓会事務局職員を充てる。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、同窓会会員、P T A会員、教職員及び有志の方々からの寄付金その他の収入をもって充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年1月29日から施行する。